

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成29年11月16日(2017.11.16)

【公開番号】特開2016-113124(P2016-113124A)

【公開日】平成28年6月23日(2016.6.23)

【年通号数】公開・登録公報2016-038

【出願番号】特願2014-255791(P2014-255791)

【国際特許分類】

B 6 0 J	5/10	(2006.01)
B 6 0 J	5/00	(2006.01)
B 6 2 D	25/08	(2006.01)
E 0 5 B	77/36	(2014.01)
E 0 5 B	79/04	(2014.01)
E 0 5 B	83/18	(2014.01)

【F I】

B 6 0 J	5/10	H
B 6 0 J	5/00	M
B 6 0 J	5/00	P
B 6 2 D	25/08	K
E 0 5 B	77/36	
E 0 5 B	79/04	
E 0 5 B	83/18	

【手続補正書】

【提出日】平成29年10月3日(2017.10.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

上記目的を達成するために、本発明の請求項1に係るバックドア構造は、車体の後部開口にバックドアが設置され、該後部開口の上部に該バックドアのバックドアパネルがドアヒンジで開閉可能に支持され、該バックドアパネルが閉じ状態で後下がりに傾斜した上半側部分と下方に延びる下半側部分と中間側の屈曲部とを有し、該バックドアパネルの閉じ状態における下端部にドアラッチが取り付けられ、該ドアヒンジと該ドアラッチとが車体前後方向に離間して配置されたバックドア構造において、前記ドアラッチのロック部が前向きに配置され、車体側のストライカの当接部が前記ドアラッチのロック部のロック方向と直交するように配置され、該ロック部が該当接部に係合した状態で前記ロック方向で該当接部に当接することを特徴とする。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

請求項2に係るバックドア構造は、請求項1記載のバックドア構造において前記バックドアパネルが閉じ状態で水平ないし略水平な下面部と、該下面部に継ぎ上記下半側部分に沿って上方に延びる前側の縦面部とを有し、該下面部に前記ドアラッチが固定されたこと

を特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車体の後部開口にバックドアが設置され、該後部開口の上部に該バックドアのバックドアパネルがドアヒンジで開閉可能に支持され、該バックドアパネルが閉じ状態で後下がりに傾斜した上半側部分と下方に延びる下半側部分と中間側の屈曲部とを有し、該バックドアパネルの閉じ状態における下端部にドアラッチが取り付けられ、該ドアヒンジと該ドアラッチとが車体前後方向に離間して配置されたバックドア構造において、

前記ドアラッチのロック部が前向きに配置され、車体側のストライカの当接部が前記ドアラッチのロック部のロック方向と直交するように配置され、該ロック部が該当接部に係合した状態で前記ロック方向で該当接部に当接することを特徴とするバックドア構造。

【請求項2】

前記バックドアパネルが閉じ状態で水平ないし略水平な下面部と、該下面部に継ぎ上記下半側部分に沿って上方に延びる前側の縦面部とを有し、該下面部に前記ドアラッチが固定されたことを特徴とする請求項1記載のバックドア構造。

【請求項3】

前記バックドアパネルの内側に断面略L字状のリインフォースが配置され、該リインフォースが前記下面部と前記縦面部とに固定され、該下面部において前記ドアラッチが該リインフォースに共止めされたことを特徴とする請求項2記載のバックドア構造。

【請求項4】

前記ドアラッチが、前記下面部に固定されるベース部と、前記ロック部とで構成され、該ベース部と該ロック部とが車体前後方向に直線的に配置されたことを特徴とする請求項2又は3記載のバックドア構造。

【請求項5】

前記ドアヒンジの回転軸と前記ストライカの当接部を結ぶ仮想直線と、車体前後方向の仮想直線とのなす角度が45°。以下に規定されたことを特徴とする請求項1~4の何れかに記載のバックドア構造。